

年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう

環境衛生課
☎892-0121

4月	10:00～11:30	13:30～14:15	15:00～15:45
8㉿	倉治公民館	リニアパーク北公園 (星田西体育施設北側)	天野川緑地公園西側広場 (藤が尾住宅B5号棟横)
9㉿	市役所別館東	南星台4丁目西公園	星田山手自治会館
10㉿	星田会館	森区民ホール	ゆうゆうセンター西側駐車場
11㉿	ドッジボール広場(向井田)	松塚公園(郡津駅西口側)	郡津公民館
14㉿	私市会館	第1児童センター(幾野)	さくら丘自治会館(天野が原町)
15㉿	市役所別館東	妙見東自治会館	カンガルーちびっこ広場 (妙見坂1丁目公園)
16㉿	星田会館	倉治公民館	

雨天決行。駐車場はありません。

対象 生後91日以上の犬(室内犬も同様)

次の項目に該当する犬は、注射を受けることができない場合がありますので、事前に獣医師へ申し出て下さい。

- ▶妊娠中(最近交配させた犬を含む)または、病気療養中 ▶1か月以内に他の予防接種を受けた
- ▶下痢、嘔吐、咳等の症状がある ▶体調不良、食欲異常がある
- ▶他市で登録されている(交野市へ登録変更する場合を除く)

内容 狂犬病予防注射および注射済票の交付、飼い犬登録(未登録者のみ)、各種変更届、死亡届

- ・転入届は、転出元の市町村で交付された犬鑑札、交付されていない場合はマイクロチップ番号が分かる書類を持参して下さい。鑑札を紛失した場合は再交付(手数料1,600円)になります。
- ・飼い犬が死亡したときは、必ず届け出をし、登録時の鑑札を返却して下さい。
- ・既登録者には「R7年度春の集合注射のお知らせ」を送っていますので、問診票に記入のうえ持参して下さい。

費用

- ▶飼い犬登録手数料(未登録者のみ):1頭3,000円 ▶狂犬病予防注射・注射済票交付手数料:1頭3,300円

注意事項

- ▶過去にアレルギーを発症した、治療や投薬中の場合は注射を受けてよいか事前に主治医へご相談ください。
 - ▶リード・首輪等の緩みがないか確認し、しっかりと装着して下さい。かみぐせや攻撃性のある犬は必ず口輪等をつけてください。
 - ▶狂犬病予防注射当日は、激しい運動や入浴を避け、安静にさせてください。
 - ▶集合注射に来られない場合は、動物病院で注射を受けてください。費用等は事前に動物病院でご確認ください。
- 集合注射で接種、大阪府獣医師会所属の動物病院で接種した方には、標識(犬シール)を交付します。

下水道基本料金4か月分を免除します

秘書政策課
☎892-0121

市では、長引く物価高騰に対する負担軽減対策として、R6年度に6か月分の下水道基本料金免除を実施しました。しかし、物価高騰の影響は続いていることから、R7年4月からさらに4か月分の免除を下記のとおり実施します。

対象 市民、市内事業者

免除期間 下水道基本料金4か月分

- ▶偶数検針(請求)地区:4月請求分(2、3月使用分)、6月請求分(4、5月使用分)
- ▶奇数検針(請求)地区:5月請求分(3、4月使用分)、7月請求分(5、6月使用分)

下水道基本料金免除 による減額分	基本料金 924円/月	期間 × 2か月分	請求 × 2回	免除額 = 3,696円
---------------------	----------------	--------------	------------	-----------------

使用量に応じた従量料金は対象外です。下水道基本料金を差し引いて請求します。また、請求金額は、水道料金と下水道料金を併せたものです。

R7年度 軽自動車税(種別割)の税率

税務室
☎892-0121

軽自動車税(種別割)の税率

車種区分		標準税率(年額)			
原動機付自転車	■第一種一般 ▷総排気量50ccまたは定格出力0.6kw以下 ▷総排気量125ccかつ最大出力4.0kw以下(※1) ■第一種特定小型 定格出力0.6kw以下(※2) ■第二種乙 総排気量90cc または定格出力0.8kw以下	2,000円			
	■第二種甲 総排気量125ccまたは定格出力1.0kw以下	2,400円			
	ミニカー 50cc以下	3,700円			
小型自動車	二輪 251cc～	6,000円	旧税率	重課税率(※4)	
	農耕用(トラクター等)	2,400円	初度検査年月(※3)がH27.3月以前の車両	初度検査後13年を超える車両	
	その他(フォークリフト等)	5,900円			
軽自動車	二輪 126cc～250cc	3,600円	3,100円	4,600円	
	三輪	3,900円			
	四輪乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	四輪貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

- (※1)第二種甲原付の出力を落とし、原付免許で運転できるようにしたバイクです。
 - (※2)いわゆる電動キックボード等です。対象車両等くわしくはお問い合わせください。
 - (※3)初度検査年月とは、車両の初回番号指定時の検査が行われた年月の事です。車検証に記載されています。
 - (※4)重課税率は、初度検査から14年目をむかえる車両のことで、その年度から同欄税率が適用されます。
- 対象外:電気・天然ガス・(混合)メタノール・ハイブリッド軽自動車、被けん引車

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例

R6.4/1～7.3/31に初度検査を受けた軽自動車のうち、下記の車両はR7年度のみ、下表のとおり税が軽減されます。

車種	税率(年額)				
	対象車種(動力別)	電気および天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		
	対象となる軽減基準	天然ガス軽自動車のうちH30.排出ガス保安基準達成車またはH21.排出ガス車基準適合かつH21.排出ガス車基準から10%低減達成車	H17.排出ガス75%低減達成車 またはH30.排出ガス50%低減達成車		
軽減率	標準税率	おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 (乗用営業車のみ)	3,000円 (乗用営業車のみ)
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	適用なし
		自家用	5,000円	1,300円	適用なし

軽自動車種別割の減免

申請期間は、R7年度軽自動車税の納税通知書がお手元に届いてから納期限6/2(月)までです。減免制度の詳細は、広報かたの5月号または納税通知書に同封している案内をご覧ください。